

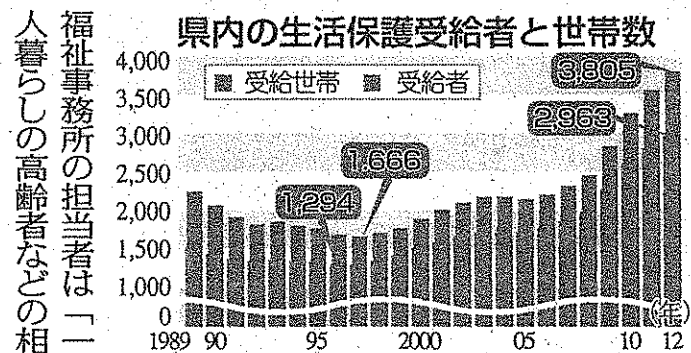
# 生活保護のケースワーカー

# 無資格県内7市に12人

県内各市の社会福祉事務所で生活保護業務を担当するケースワーカーのうち、敦賀、越前両市を除く七市で計十二人が、社会福祉法で義務付けられている社会福祉主事の資格を取得していないことが二十八日、分かった。県によると、違法だが罰則はなく、配属後に資格を取得させていくケースが慢性化していたとみられる。

県の各健康福祉センターなどを含めて、県内で生活保護業務を担当するケースワーカーは計四十六人で、四分の一が無資格者だったことになる。福井市は十六人のうち三人、あわら市（二人）や坂井市（三人）は全員が無資格だった。

県地域福祉課は違法状態だとした上で、①無資格者が人事異動になること②生活保護受給者の増加を理由に挙げる。厚生労働省が指定する通信教育を受けるように指導しているが、強制権はない上に無資格者に対する罰則もなく、「業務に支障を来したという報告は受けていない」（同課担当者）という。



福祉事務所の担当者は「一人暮らしの高齢者などの相対が増加して対応に追われ、資格取得制度を利用してきていない」と現状を話す。

県内の生活保護受給世帯と受給者数は、一九五〇（昭和二十五）年に現行の生活保護法になって以来減少傾向だったが、それぞれ九六年度と九七年度を境に増加に転じた。二〇一二年度は受給世帯数が一月平均二千九百六十二世帯、受給者は三千八百五人で、前年度より百六十二世帯、二百四十人増えた。

ケースワーカー  
福祉の分野で、個人や家族が抱えている問題に対し、相談業務や援護をする職員の通称。生活保護の場合、本人の収入や生活環境などを調査し、どのような保護が必要かを判断するほか、生活指導などもする。